「子どもの手続代理人」 の役割・活動

てつづきだいりにん かていさいばんしょ ちょう 「子どもの手続代理人」は、家庭裁判所の調 でい しんぱん さんか する子どもが意見表明する のを援助し、子どもの最善の利益を実現す かつどう る活動をします。

具体的には

- 子どもと会って、手続の説明をします。
- 子どもが自分の意見や気持ちをしっかりと 言えるよう援助します。
- 子どもからの色々な質問に答えたり、相談 に乗ったりもします。
- 他の関係者と会って、子どもの最善の利益 かいけつほうほう そうだん スクための のための解決方法を相談し、そのための ちょうせいかつどう おこな 調整活動も行います。

子どもが参加できる主な手続

- 離婚調停
- 面会交流の調停・審判

- しんけんしゃ してい へんこう ちょうてい しんぱん 親権者の指定・変更の調停・審判
- みせいねん こうけん かん しんぱん 木成年後見に関する審判
- ょうしえんぐみきょか しんぱん さいいじょう 養子縁組許可の審判 (ただし15歳以上)

さんか ねんれい しょうがっこうこうがくねんいじょう 参加する子どもの年齢は、おおむね小学校高学年以上が 想定されています。

子どもが参加していないと…









子どもが参加すると…











リがいかんけいさんか ぱあい かていさいばんしまちょうさかん いし はあく つと ※利書関係参加しない場合でも、家庭裁判所調査官が子どもの意思の把握に努めます。 リがいかはいさんか てつづきだいりに せんにん じっさい どうじへいこう おこな ※①利害関係参加と②手続代理人の選任は、実際には同時併行で行われることが

- りがいめんけいさんか。 いがいめんけいさんか。 ※利害関係参加のほかに、子ども自身が親権停止などの審判を自ら申し立てる場合に、 てつつきだいにん
 子どもに手続代理人がつくこともあります。

お気軽にご相談ください

子どもの 手続代理人 って?

家事事件への子どもの参加と 弁護士による援助





JFBA-日本弁護士連合会

子どもの



てつづきだいりにん

手続代理人とは

「子どもの手続代理人」とは、子どもが がでいさいばかしょうちょうでい しんばん ささんか 家庭裁判所の調停・審判に参加するのを サポートする弁護士のことです。

2013年1月1日、家事事件手続法が施行されました。新しい法律は、家庭裁判所の調停・審判において、子どもの意思をしつかり聴いて、相応に考慮すべきことをはつきりと規定しています。

子どもに直接的に影響を及ぼす調停・審判(たとえば〈離婚調停〉〈面会交流〉〈監護者指定〉〈親権者指定・変更〉など)には、子ども自身が参加することができるようになりました。

手続に参加する子どもは、弁護士に「子どもの手続だいりにん 代理人」になってもらうことができます。「子どもの ララきだいりにんかでいさいばかしょせんにんほうほう こくせん 手続代理人」は、家庭裁判所が選任する方法(国選)と、子ども自らが選任する方法(私選)があります。

たし べんごし けんり まも しめい **私たち弁護士は、子どもの権利を守る使命をもって** きがる そうだん **日々活動しております。お気軽にご相談ください!**

Q. 「子どもの手続代理人」が ^{注:} 選ばれたら、私は/僕は、 むりやり意見を 言わせられるの?



へ そんなことはありません。 意見を言わないことも 子どもの権利です。

また、「子どもの手続代理人」は、子どもにどちらの
まや
親がいいか選ばせたりすることもありません。子ども
が両親の間に立って感じている色々な思いを聴き
ながら、どうすればよいかを一緒に考えていくのが
「子どもの手続代理人」の仕事です。

Q. 「子どもの手続代理人」の報酬は だれが負担するのですか?



Q. 「子どもの手続代理人」を付ける メリットは?

↑ 「子どもの手続代理人」は、両親の代理人ではなく、子ども本人の代理人として、関係者に子どもの意見や気持ちを伝えることができます。

たと しいけん きも ちを伝えることができます。
例えば、両親それぞれが『これが子どもの気持ちだ』と対立する意見を言い合っていて、なかなか前に進まないようなことがあります。そのような場合に、「子どもの手続代理人」が子どもから直接意見や気持ちをていねいに聴き、伝えることで、子どもの最善の利益を中心としたかいけつ できるように努めます。

Q. 子どもに「手続代理人」を お願いしたいのですが、 どうすればいいですか?

★ 数判所に、「子どもの参加の申立て」と「手続 裁判所に、「子どもの参加の申立て」と「手続 でいりにん せんにんもうした (代理人の選任申立て」をしてください。具体的 な方法については、現在依頼している弁護士が いればその弁護士にご相談ください。弁護士に 依頼していない場合には、お近くの弁護士会へ ご相談ください。